

# 民家防音事業に係る空調機器更新工事の協力業者の募集について

平成22年6月

(独)空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部

民家防音事業に係る空調機器更新工事の協力業者について、以下のとおり名簿を作成しますので、名簿への登載希望者を募集します。

## I 目的

独立行政法人空港周辺整備機構大阪国際空港事業本部では、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」第8条の2の規程等に基づき、大阪国際空港周辺での航空機の騒音により生じる障害が著しいと認めた国土交通大臣が指定する区域に当該指定の際現に所在する住宅等について、その所有者等が航空機の騒音により生じる障害を防止し又は軽減するため必要な工事を行うに際して、予算の範囲内で補助金を交付することとしております。

空調機器更新工事の補助金の交付を受けるため、住宅の所有者等(助成申込者)自らが空調機器更新工事を発注するにあたり施工業者を決定する際、機構が参考として提示する名簿を作成します。

## II 補助の対象となる工事と取扱

○更新工事：防音工事で設置した空気調和機器(エアコン・換気装置・レンジ用換気装置)の取替工事

{平成21年度までの「機能回復工事」「再更新工事」に該当します。}

## III 登載の条件と資格

### 1. 条件

(1)生活保護等世帯者用の名簿及び生活保護等世帯以外者用の名簿に登載の場合  
工事代金の後受領(機構の工事完了検査後)に対応でき、かつ、補助金交付申請に必要な関係書類の作成ができる。

但し、後受領額は補助金額を超える申請者負担分を除く。

●生活保護等世帯者用の名簿のみの登載を希望することもできます。

(2)生活保護等世帯以外者用の名簿に登載の場合  
補助金交付申請に必要な関係書類の作成ができる。

### 2. 資格

(1)施工業者の場合(以下の要件のいずれかに該当すること)

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の第1項の規定によるに建築工事業、電気工事業又は管工事業の許可を有する者

ロ 電気工事業の業務の適正化に関する法律(昭和45年法律第96号)第3条第1項の規定による登録を受けている者

(2)小売店等の場合

(1)の許可等を有する業者と協力関係をもつ者

## IV 応募の方法

### 1. 申込方法等

申込書(別添様式)に必要事項を記入し、次項の添付書類を添えて申込先に郵送又は持参にて申し込むこと。

・受付時間:土・日曜、祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く平日の 9~12、13~17 時

< 申し込み及び問い合わせ先 >

独立行政法人 空港周辺整備機構 大阪国際空港事業本部 民家防音課

〒563-0034 大阪府池田市空港 2 丁目 2 番 5 号 空港施設大阪総合ビル4階

電話:06-6843-1623

### 2. 添付書類

・建築工事業等の許可、登録の写し

(小売店等の場合は、協力関係会社の許可等のものを)

## V 協力業者名簿への登載等

資格等の確認後、要件を満たしている場合は「更新工事協力業者名簿」に登載します。

なお、応募者への連絡は、搭載ができない場合のみその旨連絡します。

登載有効期間は設定しませんが、条件・資格を欠くこととなった場合は名簿から削除しますので、引き続き登載を希望する場合は、改めて有効な資格・許可等の写しを提出してください。また、名簿記載事項が変更となった場合や名簿からの削除を希望する場合は申込先へ連絡して下さい。

### ○ 登載までの流れと取扱

申込に必要な書類を提出(持参又は郵送)

↓

応募内容の確認を行い、要件を満たしていれば協力業者名簿に登載します。

(名簿の更新は随時行います。)

↓

名簿は、助成申込者に助成申込の審査結果を通知する際に、施工業者を決定するための参考として配布します。

<注意>平成22年度の制度改正で、空調機器の更新は、助成申込者自身が業者を選定し、購入または工事を依頼していただくことになりました。

この名簿はあくまで事業の円滑な実施を目的として参考に提示するもので、この名簿に登載されていない業者を選定することもできることとしております。

上記の理由により、助成申込者とのトラブル・クレーム等について、機構は一切関与しませんので当事者間で解決していただくようお願いいたします。

## VI 欠格事項

### 1. 登載をしない場合

次の各号の一に該当するときは、登載しないものとします。

(1) 申込書若しくはその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき

(2) 工事を施工する能力を有しない者と認められるとき

### 2. 登載の抹消

次の各号の一に該当することとなった場合には、その者の登載を抹消することとなります。

(1) 資格の許可等の有効期限が満了したとき

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき

(3) 業務に関し不誠実な行為をしたとき

(4) 解除を希望する旨の届け出があったとき

(5) その他業務の遂行ができなくなったとき

## 更新工事の協力業者申込書

平成 年 月 日

独立行政法人空港周辺整備機構理事長 殿

〒 -

[申込者] 住所(〒・所在地)

名称又は商号

代表者名

印

電話番号

このたび、(独)空港周辺整備機構大阪国際空港事業本部の更新工事の協力業者名簿への登載を希望しますので、別添書類を添えて申し込みます。

なお、この本書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約いたします。

### 記

#### 1. 登載を希望する名簿

項目にチェックをして下さい。(両方の選択も可)

チェック欄	登載する名簿
<input type="checkbox"/>	生活保護等世帯者用の名簿
<input type="checkbox"/>	生活保護等世帯以外者用の名簿

#### 2. 建設業法に基づく許可業者

建築工事業・電気工事業・管工事業 ( ← いずれかに○を記入)

許可番号(般・特一\_\_ )第 \_\_\_\_ 号・許可年月日 平成\_\_年\_\_月

日

有効期間 平成\_\_年\_\_月\_\_日から平成\_\_年\_\_月\_\_日まで

#### 3. 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づく登録業者

登録番号\_\_\_\_号・登録年月日 平成\_\_年\_\_月\_\_日

有効期間 平成\_\_年\_\_月\_\_日から平成\_\_年\_\_月\_\_日まで

※ 添付書類として 建設業法等の許可証又は登録証の写しを添えます。

・小売店等の申込みの場合は、協力会社の許可等事項を記入してください。



